

平成 29 年 4 月 11 日

第 4 回  
議 事 録

小国町農業委員会

## 平成29年第4回小国町農業委員会議事録

1. 開催日時 平成29年4月11日（火）午後3時30分から

2. 開催場所 小国町北里 木魂館大会議室

3. 出席委員（11名）

会 長		北里 耕亮
会長職務代理者	1 番	高村 夏規
委 員	2 番	北里 千尋
	3 番	北里 隆泰
	4 番	安武 聖
	5 番	佐藤 仲子
	6 番	宮崎 博美
	7 番	石松 丈多郎
	8 番	阿南 美穂
	9 番	明里 孝良
	10 番	松岡 克明

4. 欠席委員

5. 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 議案第1号番号1 農地法第3条の規定による許可申請について  
(関係委員 4 番 安武委員)

第 3 議案第1号番号2 農地法第3条の規定による許可申請について  
(関係委員 7 番 石松委員)

第 4 議案第1号番号3 農地法第3条の規定による許可申請について  
(関係委員 10 番 松岡委員)

第 5 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について  
(関係委員 10 番 松岡委員)

- 第 6 議案第 3 号 小国町賃借料情報について
- 第 7 議案第 4 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農地利用集積計画の決定について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 村上 弘雄  
事務局係長 北里 沙耶花

7. 会議の概要

事務局長 　　ただ今から平成 29 年第 4 回小国町農業委員会を開催いたします。出席委員は 11 名で、総会は成立しております。それでは、小国町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は北里会長をお願いいたします。

議 長 　　これより議事に入ります。日程第 1 の議事録署名委員、及び、会議書記の指名を行います。小国町農業委員会会議規則第 12 条第 2 項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 　　それでは、議事録署名委員は、5 番 宮崎委員 6 番 佐藤委員をお願いいたします。  
　　なお、本日の会議書記には事務局職員の北里さんを指名いたします。以上で日程第 1 を終わります

議 長 　　次に、日程第 2 議案第 1 号番号 1「農地法第 3 条の規定による耕作を目的とする許可申請について」を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 　　議案第 1 号農地法第 3 条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。平成 29 年 4 月 11 日提出 小国町農業委員会 会長 北里耕亮でございます。

番号1 農地 大字宮原 筆は一筆の畑です。地目 台帳畑 現況 畑 面積 814 m<sup>2</sup> 権利の種類 3条の有償移転 当事者については、議案集のとおりです。詳しくは、別紙資料をご覧ください。

農地法の3条の許可申請の写しが添付してあります。3ページに所有地、所有地以外の土地の情報が記載されています。4ページ、5ページが作付作物、面積、農機具、農業従事者の情報です。

4ページの一番下に追加記載をお願いいたします。住所地から土地までの平均距離、時間を0.5 km、5分と記載をお願いいたします。

それから5ページの一番下、権利取得後の農地の面積は5,882 m<sup>2</sup>となっています。

次に7ページです。周辺地域との関係、役割分担について記載のとおりです。

土地の情報につきましては、8ページに登記簿謄本の写しを付けています。詳しくは、9ページの字図に場所の位置をマーカーで印を付けております。10ページにゼンリンの地図がありますが、こちらの方がわかりやすいかと思えます。

所有者の情報は11ページ、周辺の所有者の情報です。今回の対象者につきましては南小国の農地の耕作がありましたので、12ページの耕作証明を添付していただいて、5,000 m<sup>2</sup>をクリアする形となっています。

現場の状況は13ページの写真のとおりでございます。それから確認書ということで、14ページに地元農業委員さん立会いの確認書を付けています。事務局からは以上です。

議長 ただいまの事務局の説明に関連して、宮原地区担当の安武委員から報告をお願いします。

4番 3月30日に事務局の二人と石松委員と現地の確認に行ってきました。製材所と製材所のちょうど間にあたる場所になります。以前、この畑は譲受人の畑だったのですが、昔、女学校から高校に変わる時に運動場が無くて、PTA会長たちが譲渡人と譲受人の畑を替えて、運動場にしたということです。現在は、譲受人が畑をしています。皆様の慎重な審議をよろしく願いいた

します。

議長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明について、発言のある方は挙手願います。

10 番 11 ページですが、宮原は地籍が終わっているから字図ではなく地図に書いた方がいいと思う。

事務局長 ご指摘につきましては、書類上よりわかりやすくするため、地籍の地図情報が入手できる場合は代書人にも話をして添付していただくようにしたいと思います。

議長 それでは採決いたします。議案第 1 号番号 1 について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(全 員 挙 手)

議長 全員賛成ですので、議案第 1 号番号 1 は原案のとおり決定しました。

議長 次に、日程第 3 議案第 1 号番号 2 「農地法第 3 条の規定による耕作を目的とする許可申請について」を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 議案集をお開きください。議案第 1 号 農地法第 3 条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。平成 29 年 4 月 11 日提出 小国町農業委員会 会長 北里耕亮  
番号 2 土地は黒淵です。畑と田があります。畑が 4 筆、田が 5 筆、合計が出ております。3 条の無償移転で、親子関係になります。当事者については、議案集のとおりです。

詳しくは、別紙の資料の 15 ページをお開きください。3 条許可申請書の写しを付けています。農業後継者に贈与ということで 16 ページに筆の一覧と、17 ページに所有地の情報が記載されています。それから 18 ページに現在の作付作物と農機具の情報がございます。農作業に従事する方の情報は以下のとおりでございます。対象農地への平均距離は 0.5 km、平

均時間は5分です。それから20ページですが最終的な権利移動の面積は12,264㎡となります。周辺地域との関係、地域との役割分担の状況については21ページに記載されたとおりです。

該当する土地の情報につきましては、登記簿の写しが24ページから添付されております。件数が多いですが、32ページまで登記簿の写しで、32ページの分については抵当権の抹消が終わっております。33ページ、34ページは現場の情報でゼンリンの地図で位置関係がわかります。周辺の所有者の情報の字図の写しが35ページから37ページまでです。現場の筆ごとの情報は38ページから40ページまで現地の写真を付けています。地元農業委員さんの現地確認書を41ページに付けています。事務局からは以上です。

- 議 長 ただいまの事務局の説明に関連して、黒淵地区担当の石松委員から報告をお願いします。
- 7 番 先日、事務局の二人と安武委員と現地の確認に行ってきました。親子関係の贈与ということで、管理等についても何の問題もないと思います。皆様の慎重な審議をよろしく願いいたします。
- 議 長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明について、発言のある方は挙手願います。
- 6 番 譲受人の年齢が15ページは68歳、19ページは65歳になってますが。
- 事務局長 15ページの部分を65歳に訂正お願いいたします。ご指摘ありがとうございました。
- 10 番 黒淵は地籍が終わってるところと終わってないところがあると思うが、おそらくこの地域は終わってる。隣接関係等出てくるので地籍の地図の写しを付けた方が良く思う。
- 事務局長 本人が地籍の閲覧で最終的な確認が取れて、法務局に行く

寸前の図面と立会いだけが終わった図面と、2種類あるようなので税務課に確認して、使える図面については使うようにしていきたいと思います。

5 番 24 ページの権利者その他の事項に記載されている氏名と、次ページの同じところの氏名が違う。同一人物だと思うが。

事務局長 ご指摘の部分はわかりましたが、これは登記簿なので、この部分を入力するのは法務局なので事務局では訂正できません。

議長 それでは採決いたします。議案第1号番号2について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全 員 挙 手)

議長 全員賛成ですので、議案第1号番号2は原案のとおり決定しました。

議長 次に、日程第4 議案第1号番号3「農地法第3条の規定による耕作を目的とする許可申請について」を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 議案集をお開きください。議案第1号 農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。平成29年4月11日提出 小国町農業委員会 会長 北里耕亮

番号3 土地の所在につきましては、上田です。筆は1筆で、地目は田、現況 田でございます。915㎡。3条の有償移転でございます。当事者については、以下のとおりです。

詳しくは、別紙資料の43ページからになります。3条許可申請書の写しを付けています。44ページ、45ページが所有地の情報と作付作物、面積、農機具等の情報でございます。農作業に従事する者の情報も以下のとおりでございます。今回の案件については45ページの一番下に平均距離が1km、平均移動時間は5分となっています。

次に46、47ページです。権利取得後の農地の面積の合計は

13,330 m<sup>2</sup>となります。それから48ページですが、周辺地域との関係、地域との役割分担の状況につきましては以下のとおりでございます。土地の情報につきましては51ページから登記簿が付いています。52、53ページは地図と字図が付けてあります。54ページも字図でございまして、現場の状況としましては55ページの写真を見ていただきたいと思っております。ちょうどハウスが3棟建っている写真と、その奥の空間の部分まで含めた該当農地です。56ページに確認書を付けさせていただきました。事務局からは以上です。

議長 　　ただいまの事務局の説明に関連して、上田地区担当の松岡委員から報告をお願いします。

10番 　　先日、事務局の二人と明里委員と現地の確認に行ってきました。この地域は、以前から基盤整備したところにハウスを建ててほうれん草を作っています。隣の農地も、譲受人の持っている土地で、一緒にほうれん草等を作りたいとのことで今回の議案に上がっています。皆様の慎重な審議をよろしくをお願いします。

議長 　　ありがとうございました。これより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明について、発言のある方は挙手願います。

3番 　　確認ですが、45、46ページのお父さんの名前が違っているのでは。申請書なので、きちんと書いてもらわないと。

10番 　　43ページですが、譲渡人の方の住所が違う。以前、議案に上がっていたからわかるのだが、現在はこの住所では無かったはず。本人確認のための住民票を付けてもらうとわかる。

事務局長 　　いくつか訂正がありますので、代書人に連絡して訂正してもらいます。

10番 　　登記簿も譲渡人の住所が以前のままだになっているので、住所変更が必要。住所変更を先にして、3条許可になる。



事務局長 確認を事務局でさせていただきます。住所変更が終わったことを前提にでしか許可を出さない、ということによろしいですか。

10 番 そうです。

事務局長 3 条許可は農業委員会で許可書を総会が終わって出しますので、そこに条件を付さなければならないと思いますが。

議長 そうしたほうがいいですね。

事務局長 この議案は、住所変更を前提とした許可にさせていただきます。

議長 それでは採決いたします。議案第 1 号番号 3 について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全 員 挙 手)

議長 全員賛成ですので、議案第 1 号番号 3 は原案のとおり決定しました。ありがとうございました。

議長 次に、日程第 5 議案第 2 号 「農地法第 4 条の規定による転用を目的とする許可申請について」を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 議案集をお開きください。議案第 2 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について。農地法第 4 条第 1 項の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。平成 29 年 4 月 11 日提出。

番号 1 土地の所在は、上田の流でございます 1 筆です。登記簿は畑で、現況は山林になっています。面積は 1,130 ㎡です。農振農用地の区分は、農用地外です。申請人は以下のとおりです。転用の目的は、植林。備考の欄に杉 13 年生とありますが、詳しくは資料の 57 ページからをご覧ください。

4 条許可申請書の写しが付けてあります。土地の情報につき

ましては登記簿のとおりでございまして、持ち分がたくさん分かれていますが、最終的には1人の持ち分となっています。申請地は、ゼンリンと字図のとおりです。字図が分かりづらいのですが、66ページが事業計画書、67ページが始末書です。

現場の様子は68ページに写真を付けています。69ページは農業委員さんの確認書です。事務局からは以上です。

議長 ただいまの事務局の説明に関連して、上田地区担当の松岡委員から報告をお願いします。

10番 先日、農業委員会事務局の2名と明里委員と4人で、現地の確認を行いました。現地は、すでに山林化しております。周辺への影響もないと思われれます。皆様のご審議をお願いいたします。

議長 ありがとうございました。これより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明について、発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議長 それでは採決いたします。議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全 員 挙 手)

議長 全員賛成ですので、議案第2号は原案のとおり決定しました。

議長 次に日程第6の議案第3号「小国町賃借料情報について」を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 議案第3号 小国町賃借料情報です。議案書、最後の裏面になります。平成28年1月から12月までに締結された賃貸借における賃借料水準が記載されております。この情報が、小国町における賃貸借料の平均値であり、賃貸料の目安とな

るものです。

議長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明について、発言のある方は挙手願います。

6 番 最高額 17,100 円とあるが、小国町の中ですか。

事務局長 双方の話し合いで単価が動きます。

10 番 事務局に相談がある場合もあるのではないですか。10a 当たり、いくらくらいですか等。

事務局長 はい。その際の参考値になります。

2 番 額の根拠があるのか。

事務局長 確認します。

議長 小国町農業委員会で額を決めているのですか。

事務局長 県に報告しています。

2 番 去年は、南小国町の方が高かった。

3 番 基準となるので物納の単価の裏付けが欲しい。

事務局長 小国町は、平均単価を使っています。事務局としては、当面の間このままで、他の町村の意見も聞いて進めていきたいと思います。

議長 それでは採決いたします。議案第 3 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全 員 挙 手)

議長 全員賛成ですので、議案第 3 号は原案のとおり決定しまし

た。

議長 次に日程第7の議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による、農地利用集積計画」を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記農用地利用計画の決定について意見を求める。平成29年4月11日提出でございます。土地の情報については番号1から説明します、

まず、1番 下城馬洗瀬 1852番地1ほか2筆。地目は田。3筆で3,401㎡です。利用権設定については、再設定になります。水田として利用し、期間は3年、それぞれ15,000円の賃借料です。

次に番号2の説明をいたします。上田日受 4242番地1ほか2筆。地目は田。3筆で2,407㎡、利用権設定は、再設定。水田として利用し、期間は1年、それぞれ13,900円の賃借料です。

次に番号3です。宮原葺居木 2442番地1、1筆です。地目は畑。1,334㎡です。利用権設定は新規となります。別紙資料3ページをご覧ください。畑として利用し、期間は3年、1筆当たり10,000円の賃借料です。

次に番号4です。上田長通 1768番地1、ほか6筆です。地目は田。7筆で7,329㎡です。利用権設定は再設定となります。水田として利用し、期間は5年、10a当たり60kgの物納です。

次に番号5です。黒淵下巢 5036番地126、ほか36筆です。地目は畑。37筆で170,298㎡です。利用権設定は再設定となります。畑として利用し、期間は1年、10a当たり13,000円の賃借料です。

次に番号6です。下城宇土谷 4890番地33、1筆です。地目は畑。15,260㎡です。利用権設定は再設定となります。畑として利用し、期間は3年、1筆当たり200,000の賃借料です。

次に番号7です。田が8筆6,464㎡、畑4筆3,614㎡の計12筆10,078㎡です。利用権設定は再設定となります。水田、畑として利用し、期間は10年の親子なので使用貸借となります。

次に番号8です。宮原上戸角 2733番地3、ほか6筆です。地

目は田。7筆で7,932㎡です。利用権設定は再設定となります。水田として利用し、期間は5年、全部で270kgの物納です。

議長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明について、発言のある方は挙手願います。

3番 もし、情報を持っているなら教えていただきたいが、県外のアーダンは町内で借りているところは多いのですか。

事務局長 奄美の企業で、植え付け面積は徐々に増えています。

1番 ベストアメニティは、毎年更新するのですか。

事務局長 会社としては、長期を望んでいるようですが貸す人との約束で最初から1年契約でやっているようです。

議長 それでは採決いたします。議案第4号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全 員 挙 手)

議長 全員賛成ですので、議案第4号は原案のとおり決定いたしました。

議長 それでは、以上をもちまして、小国町農業委員会第5回総会を閉会致します。

平成29年第4回小国町農業委員会の議事録に相違ないことを証するためここに署名する。

5 番

6 番